

山口県報

平成20年
3月31日
(月曜日)

目次

訓令

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課).....

山口県職員研修規程の一部を改正する訓令(人事課).....

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(職員厚生課).....

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令(学事文書課).....

山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課).....



山口県訓令第一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県職員服務規程(昭和二十九年山口県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中第十五号を第十七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第九号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項中第九号を第

十二号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた場合(育児休業法第十七条の規定による勤務をすることとなった場合を含む。)

第十三条第一項第七号の次に次の一号を加える。

八 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山口県条例第五十四号)第二条の規定により自己啓発等休業の承認を受けた場合

第十三条第三項中「第九号から第十一号まで」を「第十一号から第十三号まで」に改める。

別記第四号様式の表中

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 「 | 休 休 休 (日・時・分) | | | | | | | | | | | | を |
|---|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----------|
| 「 | 休 休 休 (日・時・分) | | | | | | | | | | | | に改め、同様式の |
|---|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----------|

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|
| 「 | 中 | 休 休 休 (日・時・分) | | | | | | | | | | | を |
| 「 | 休 休 休 (日・時・分) | | | | | | | | | | | | に改め |

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県訓令第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員研修規程の一部を改正する訓令

山口県職員研修規程（昭和五十七年山口県訓令第第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第二号を次のように改める。

一 一般研修

二 パワーアップ研修

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県訓令第第三号

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「文化振興課、厚政課」の下に「、医務保険課」を加え、「民間空港再開推進室及び国体準備室」を「及び民間空港再開推進室」に改め、「指導監査室を含む。」の下に「、医務保険課（地域医療推進室を含む。）」を加える。

第十一条第二項及び第三十七条中「職員厚生課」を「給与厚生課」に改める。

第四十条中「職員厚生課長」を「給与厚生課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県訓令第第四号

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県公文書取扱規程（昭和二十八年山口県訓令第第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「部長（）」の下に「国体・障害者スポーツ大会局長及び」を加える。

第九条第二項中「郵便料金」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書の役務に関する料金」を加え、「郵便切手をもつて」を削り、「納付し」を「支払つて」に改める。

第十七条第六号中「速達」を「配達証明」に改める。

第二十四条第一項中「部（）」の下に「国体・障害者スポーツ大会局及び」を加える。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第五十五条第二項を削る。

別表第一開封するものの項中「文書又は小包（親展又は秘に属するものを除く。）で」を「書留その他の特殊な取扱いにより到達したものに」、「のみでは配布先が明らかでないもの」を「により配布先が明らかであるもの又は親展若しくは秘に属するものいずれにも該当しないもの」に、「配達証明、内容証明等特殊取扱いによる」を「その他の特殊な取扱いにより到達した」に、「特殊取扱郵便物の郵便局との授受の關係」を「特殊な取扱いにより文書が到達した旨」に改め、「同表開封しないものの項中「文書又は小包」を「書留その他の特殊な取扱いにより到達したものを除くもの」に、「あて名の」を「あて名により」に、「明らかなもの」を「明らかであるもの」に、「配達証明、内容証明等特殊取扱いによる」を「その他の特殊な取扱いにより到達した」に、「特殊取扱郵便物の郵便局との授受の關係」を「特殊な取扱いにより文書が到達した旨」に改める。

別表第五開封するものの項中「文書又は小包（親展又は秘に属するものを除く。）」

を「書留その他の特殊な取扱いにより到達したものと又は親展若しくは秘に属するもの
 いずれにも該当しないもの」に、「配達証明、内容証明等特殊取扱いによる」を「そ
 の他の特殊な取扱いにより到達した」に改め、同表開封しないものの項中「文書又は小
 包（親展又は秘に属するものに限る。）」を「書留その他の特殊な取扱いにより到達し
 たもの以外のもので、親展又は秘に属するもの」に、「配達証明、内容証明等特殊取
 扱いによる」を「その他の特殊な取扱いにより到達した」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「煙草取引の監視」を「煙草」に改め
 る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県訓令第五号

庁 中 一 般
 各 出 先 機 関

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県公印規程（昭和三十一年山口県訓令第三十七号）の一部を次のように改正す
 る。

| | | | |
|-------|---|---|------|
| 別表第一中 | 二 | 一 | 会計課長 |
|-------|---|---|------|

| | | | | |
|---|---|----------------|---|---|
| 二 | 二 | 総務企画課長 会計課長 | 二 | 二 |
| 長 | を | 「五八課長」に改め、「 | 二 | 二 |
| 長 | を | 「五八課長」に改め、「 | 二 | 二 |

長」を「五八課長」に改め、「

「指導監査室長 一個」を「指導監査室長
 地域医療推進室長 一個」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）